

午前10時30分開会

○池田委員長 皆様、おはようございます。ただいまから保健福祉委員会を開会いたします。以降、着席にて進行させていただきます。

本日は欠席届が出ております。西岡委員から、弔事のため、欠席ということでございます。また、福祉総務課長から弔事のための欠席届が出ております。よろしく願いいたします。

本日の日程及び資料を、先日、皆様にお送りいたしております。報告事項は2件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。

（1）千代田区地域福祉計画2022（案）について、執行機関からの説明を求めます。

○細越保健福祉部長 それでは、千代田区地域福祉計画2022（案）につきまして、保健福祉部資料1-1、1-2、そして、既にお配りしておりますが、参考資料に基づきまして、ご報告させていただきます。

なお、本日は、福祉総務課長が弔事のため、急遽欠席となりましたので、私のほうからご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、1の計画（案）でございます。本編と概要版につきましては、参考資料として、事前にお配りしているかと思っております。ボリュームがありまして、時間の関係もございますので、まずは、概要版を中心にポイントを絞ってご説明したいと思っております。

まず、この現在の計画が策定から約5年を経過していることを踏まえまして、改定することとなりました、この計画でございますけれども、高齢者、障害者、児童、保育、保健、医療など、保健福祉分野の分野別計画を横断的につなぐものでございます。それぞれの計画を進める上での基盤となるこの地域福祉の在り方、これを明らかにするものでございます。

今回の計画のポイントでございますけれども、まず、この概要版の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

1点目といたしまして、この地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の方向性、これを明示するとともに、それを推進するための具体的な取組を明記したところでございます。この8ページにまずありますように、困っている人を見逃さない体制づくりということで、千代田区における包括的相談支援体制のイメージをちょっとこの中で図示しております。ご覧のように、区民の方がいらっしゃいますけれども、この制度のはざまとか、複合的な課題を抱えている人がいらっしゃるということで、まずは、この身近な地域の相談先ということで、出張所のエリアを想定しておりますけれども、この中で、民生・児童委員さんとか、または社会福祉協議会、または管内にあります福祉サービス事業者、こういった方々が連携いたしまして、この相談で受け止めると。

ただ、しかしながら、この中でも受け止め切れないものというのが、中にはございます。そうなったときには、1段下のほうに行きますけれども、地域の専門相談支援機関ということで、ここに記載していますように、成年後見センター、ボランティアセンター、そして、あんしんセンター等、様々なこういった福祉施設がございますので、こういった事業所とも連携をいたしまして、相談の受け止めをしていくと。さらに、複合的な課題という

のが近年増えてきておりますので、そういったときには、区役所の関係部署のほうも入りながら、相談体制を進めていくというものでございます。

ちょうどこの右側のほうにありますように、コミュニティソーシャルワーカー、こちらがこのキーパーソ的な存在になりますけれども、こういった方たちがうまく機能をして、この相談体制を調整していくというイメージでございます。

隣のページ、9ページに、下のほうに、このコミュニティソーシャルワーカーの、これもイメージ図をちょっと記載しております。様々な機関とコーディネートをしていくための中心的役割を担うというものでございます。なかなか一つの問題に限らず、いろんな形の課題を抱えておりますので、それをつなぐ役割として、このコミュニティソーシャルワーカーが機能していくのがよろしいのではないかと、そんなイメージでございます。

すみません。ちょっとページを前に戻っていただきまして、6ページ、7ページをご覧くださいと思います。それでは、この包括的支援体制を整備していく上での具体的な取組なんですけれども、7ページのほうに、今申し上げたコミュニティソーシャルワークの機能ということで、これもイメージ図として示しておりますけれども、やろうとしていることは、ここにありますように、地域づくり、コミュニティ活動、そして、交流・居場所づくり、そして、様々な機関の協働による包括的支援体制ということで、こういったことを、このコミュニティソーシャルワークの機能として位置づけて、これを進めていこうと。

区は、6ページの一番右になりますけれども、千代田区の取組といたしましては、こういったコーディネーター、地域の専門職の連携支援ということで、コーディネーターの育成とか、職員の資質の向上、これに努めていくというのが考え方でございます。

ポイントのもう二つ目が、権利擁護支援についてでございます。こちらにつきましては、ページ、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

権利擁護支援の利用促進ということでございますけれども、この成年後見制度の利用促進計画を、これ、包含しているものでございますので、これを少し分かりやすく明記しております。この表にありますように、見守り・相談を発見してから、先般、一般質問のほうでもご質問いただきましたけれども、高齢者の方にいろんな形で元気なうちから支援の内容を伝えていくということも必要だというふうに言われております。こういったことで、法定後見、そして、任意後見の仕組みみたいなものをこちらのほうで明記をし、一人一人が自己選択、自己決定を尊重し、その人らしく住み続けていただけるような仕組みをつくっていくというようなもので、こちらのほうに明記しております。

次に、この計画の体系と具体的な取組ということで、12ページ、13ページをご覧くださいと思います。こちらのほうに、役所のほうでつくる計画の体系でございますけれども、まずは、基本理念、一番左側のほうにございますけれども、「地域で暮らす多様な人々がお互いを尊重し、つながり、支え合う、「地域共生社会」を実現する」と。これは、これまでの基本理念と変わってございません。言葉といたしましては、「お互いを尊重し」というものが付け加わっております。この基本理念を基に、三つの基本目標、そして、12の推進施策、そして、それぞれの推進施策に対する対応する区の取組、こちらを明記しているところでございます。

この一番右側のほうをご覧くださいますと分かりますように、この全体を通底する課題

といたしまして、星印にありますように、重層的支援体制の整備事業というものが明記をしております。これが、先ほど、計画のポイント、1点目で申し上げました包括的な相談体制の構築に結びつくものと考えております。

なお、14ページ以降、それぞれの施策の取組内容につきまして、重点事業も含めまして、記載をしておりますので、こちらにつきましては、後ほどご確認いただければと思っております。

すみません。それでは、資料1-1にお戻りいただきまして、2番目、素案からの主な変更点でございます。こちらにつきましては、これまで地域福祉計画の策定委員会、そして、当常任委員会であります保健福祉委員会のほうから様々なご意見を頂戴いたしました。その意見を踏まえまして、修正等を加えたものでございます。

文言の修正につきましては、細かいことですが、コラムの追加ということで、事例として、DX、本人意思の尊重と書いております。DXにつきましては、すみません、本編の81ページをお開きいただきたいと思います。こちらに、DXの視点を踏まえたかどうかというようなご意見を頂きましたので、福祉分野と先端技術というコラムをつくりまして、DXの視点を踏まえた考え方を明記しております。福祉の分野におきましても、様々なこういったDXを利用いたしまして、相談記録データの作成、分析といった、こういう先端技術を導入している自治体もございますので、こういったものを進めていくというような考え方でございます。

また、本人意思の尊重でございますが、恐れ入ります、60ページをご覧いただきたいと思っております。こちらに、こちらコラムでございますけれども、この意思決定支援の事例を明示いたしまして、意思決定支援の考え方、向き合い方、こういったことを理解してもらい、そして、普及していくということです。要は、本人の意思を尊重することが何より大事だよということをしっかりと理解をしていただくような啓発をしたいと考えております。こういったことをコラムの中に付け加えさせていただいております。

また、丸ポチ、3点目以下、図表とかレイアウトデザイン、イラスト、写真等、読み手の方が分かりやすいように、イメージが湧くように、ビジュアル的に工夫をしたところでございます。

次に、パブリックコメントの実施結果でございます。こちらにつきましては、まず、募集期間、実施期間でございますが、記載のとおり、本年2月20日から3月7日まで行いました。意見者数、20名の方から45件のご意見を頂きました。こうした計画物のパブコメといたしましては、比較的、数が多かったのかなというふうに認識をしております。

この主な意見の内容でございますけれども、1-2をご覧いただきたいと思っております。こちらちょっとボリュームがありますので、ポイントをこちらのほうで絞って、ご説明をさせていただきます。

まず、すみません。該当箇所のページなんですけれども、パブコメ時のときのページを明記しておりますので、この本編のページと若干ずれがございますので、その点、ご容赦いただきたいと思います。

まず、3ページ目の13番の項目でございます。こちらのご意見といたしまして、福祉避難所と書いてあるんですけども、この「一般の避難所で生活を送ることが難しい方」って、どういう方なのか、具体的に福祉避難所の対象になる方を示したらどうかといったご意見

です。こちらにつきましては、本編の43ページをお開きいただきたいと思います。こちらに、これもコラムという形になりますけれども、福祉避難所ということで、福祉避難所とはということと、福祉避難所への避難の流れということを簡単に明記させていただいております。

次に、5ページ目の25番、あと、27番ですね、いずれも成年後見制度に関するご意見でございます。25番のご意見は、成年後見制度って、確かに承知をしているんだけど、お金もかかるし、手続きも大変ですよと。それはもちろんなんだけれども、先ほどちょっと申し上げましたが、任意後見制度もございます。こういったこともしっかり周知したらどうかというようなご意見でございます。こちらにつきましては、本編63ページをご覧くださいと思います。こちらが一番下のほう、重点事業の①成年後見利用支援の中で、1行目になりますけれども、この成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がありますよということで、まず、この任意があるということをしっかりと明記したことと、恐れ入ります、55ページをご覧くださいと思います。先ほど概要版でもちょっとお知らせをいたしました、こちらに、この成年後見制度全体のイメージ図を明記させていただいております。法定後見と任意後見があると。任意後見の場合には、まだまだお元気なうちからいろんなことをやっていただくことができますので、そういったサービスも含めて、こちらのほうにフロー図として明記をさせていただきました。

それから、すみません、27番目のご意見です。こちら、成年後見制度でございますけれども、確かに成年後見制度は理解しているんだけど、これだけで全て解決できるわけじゃないですよと。それ以外にもいろいろな仕組みがありますよとというようなことで、それを明記したらどうかというようなご意見でございます。こちらにつきましては、すみません、64ページをご覧くださいと思います。こちらに、権利擁護支援の利用促進ということで、この成年後見制度だけではなくて、様々な仕組みがございますということで、この福祉サービス利用事業とか、成年後見制度に至る前の段階として、様々な生活困窮者自立支援制度とか法テラス等々、仕組みがありますよというようなご説明をしております。これも繰り返しになりますけれども、先般の本会議場でもご質問いただきました内容を踏まえて、こういった形で反映をしているというものでございます。

続きまして、すみません、6ページ目の29番をご覧ください。こちら、成年後見制度に関するご意見でございます。こちらの内容は、どうしても成年後見制度といいますと、高齢者の方が中心に思われがち、捉えられがちでございますけれども、親亡き後の障害者の方なんかも当然利用することもございますので、そこら辺の明記をしたらどうかというようなご意見でございます。こちらにつきましては、恐れ入ります、63ページをご覧ください。こちらに、ちょうど中ほど、青で囲ってございますけれども、この主な課題は次のとおりの中の一丸ポチの下ですね、「障害のある方の家族の多くは、「親なきあと」の生活について」云々ということで、こちらのほうに、ちょっと今指摘された内容についてを明記しています。

加えまして、102ページをご覧くださいと思います。こちらは、区の障害福祉プランのイメージ図を転記させていただきました。障害者の方に様々なこういった相談も含めたサービス体制がありますよということで、こちらのほうでも明記をさせていただきました。

続きまして、7ページ目をご覧いただきたいと思います。あ、ごめんなさい。パブコメ、1-2の7ページです。こちらにつきましては、計画全体に関するご意見でございますけれども、35番のご意見です。病院は地域の貴重な大切な機関、資源の一つであるということ、そこら辺をしっかりと明記したらどうかというようなご意見でございます。また、36番、その下ですね、36番のご意見も、これも計画全体ですけれども、高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）が担っている機能というのもしっかりと明記したらどうかというようなご意見でございます。こちらにつきましては、恐れ入りますが、本編の103ページをご覧いただきたいと思います。こちらの図も、千代田区の高齢者福祉計画、そして、第8期の介護保険事業計画にも記載させていただいているものでございますけれども、千代田区の地域包括ケアシステム、これの全体像を示したものでございます。こちらに、一番上に、この高齢者総合サポートセンターが位置づけられておりまして、様々な機能を有しているということ、そして、その左側の下になりますけれども、医療ということで、この医療機関、医師会はもちろんでございますけれども、かかりつけ医とか病院がこういった位置づけにいて、しっかりと高齢者、地域を見守っている、サポートしているというようなイメージでございます。こういった形で、ご意見については、反映をさせていただきました。

すみません。ちょっといろいろと多数ございますので、またこれ以外につきましても、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、すみません、また資料1-1にお戻りいただきまして、4番目、パブリックコメント後の経過及び今後の予定でございます。まず、本年3月に第4回目のこの福祉計画策定委員会を行いまして、このパブコメの結果報告をし、5月30日に第5回目の策定委員会で、この最終案・概要版の確認をいたしました。現在、この本編の製本をしている最中でございます。8月、来月8月に納品する予定でございます。計画書・概要版につきましては、完成次第、委員の皆様をはじめ、関係機関のほうに配付をしたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○飯島副委員長 じゃあ、はい。

○池田委員長 はい。副委員長。手が拳がらないんで。

○飯島副委員長 はい。今ご説明いただいて、本当に福祉についての千代田区の考え方というか、そのところが示されたものだというふうに理解しました。

パブコメも前回不十分だったということで、今回これだけ集まったということは、とてもよかったなというふうに思います。そして、また、ここの計画に反映されているということもよく分かりました。

このパブコメの資料1-2のところ、提出者の区分ってありますね。在住者は分かるんですけども、その他利害関係人というのは、事業者とか、それから、当事者とかが含まれているんですか。どのような方が利害関係人としてまとめられているのか、ちょっと。

○細越保健福祉部長 おっしゃるとおりでございます。今回、このパブコメに当たりましては、我々のほうも丁寧にやろうということで、今回、福祉事業者とか、アンケート調査をやりました。そういった方にもいろいろとフィードバックをして、こういった情報が

ありますよと呼びかけました。そういったことで、この対象って、まさにそういう区内の福祉事業関係者ということで、ご理解いただければいいと思います。

○飯島副委員長 なるほど。そうすると、かなりいろんな面で詳しい方がまたパブコメに寄せられたということだと思います。

この冊子の活用について伺いたいんですけども、これから製本してということなんですけども、大体、何冊ぐらい製本して、それで、どのぐらい区民の方、あるいは事業者にどういう基準でもって配っていくのかということ、そこら辺の計画はもう立っているんですか。

○細越保健福祉部長 まず、この策定予定の部数でございますが、本編計画書につきましては500部、概要版につきましては、今、1,000部予定をしております。それで、配付先でございますけれども、もちろん国とか、都とか、特別区などの関係機関はもちろんでございますけれども、区内の公共施設、区政情報コーナー、図書館、出張所などにも置きます。あとは、先ほど申し上げました区内の福祉関係施設、あんしんセンターとか、いろんな施設がございますけども、そちらにも置かさせていただきます。あと、今回、アンケート調査等、協力していただきました回答者の方にも、100名ほどいらっしゃるんですけども、そちらにもお配りいたしまして、しっかりと周知したいと思っています。

もちろん出張所とか、そういったところにも置いて、それを見てもらう方にどんどん概要版につきましては、無料で配布いたしますので、そういった形で周知をしていきたいなと思っています。もちろん広報とか、ホームページにも記載をさせていただきます。

○飯島副委員長 読むだけではなかなか背景とか、具体的なことというのは、イメージしにくいこともあると思うんですね。特に、地域福祉というと、いろんな地域の方にも関わってもらわなきゃいけないという部分もあると思うんで、そこを、そういう地域の中で関わっていかれる方などを含めて、区民対象に説明会みたいなことは計画されないんでしょうか。ぜひ、皆さんに、千代田区は、福祉について、こんなふうを考えているんだということ、一般区民の方もやっぱり関心がある方が大勢いらっしゃると思うんですね。そういうことで、もうちょっと広げて、委員会だけではなくて、策定委員会だけじゃなくて、やっぱりもうちょっと広く知ってもらおうという説明会みたいなことを計画されたいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○細越保健福祉部長 貴重なご意見ありがとうございます。

まず、本当に、この計画、つくって、いつも同じでございますが、計画って、つくって終わりじゃなくて、これから、それを実現するのが一番大事だと思っています。

○飯島副委員長 そうですね。

○細越保健福祉部長 そういう意味では、今、説明会というよりは、むしろこれを担っていただく関係者の方たち、こちらの方たちにしっかりとこういった考え方を理解してもらって進めるのが大事ななというふうに思っています。

○飯島副委員長 ですね。

○細越保健福祉部長 そういう意味では、今、今日、様々申し上げました支援をしていく体制というのは、様々なキーパーソンの方が集まりますので、そういったところで、この福祉計画の考え方というのをしっかりと周知するなり、深めさせていただきまして、その先に、サービスを受ける側のほうにも伝わると思っていますので、まずは、そこからしっかり

と進めたいなと思います。

○飯島副委員長 今のももちろんいいんですけど、その先に、やっぱりサービスを受けることになるような方の中でもやっぱり関心があるだろうから、そこら辺、もうちょっと幅広げたものを、ぜひ、計画、これから考えていただきたいというふうに思います。

○細越保健福祉部長 これは、もう本当に、先日の一般質問でありましたように、いかに広報をうまくやっていくのかという、広報戦略的な意味合いもあるかと思います。それは、ご答弁申し上げましたように、しっかりと様々な媒体を使いながら、ご理解をしていただけるような、分かってもらえるような、それはこれからも引き続きやっていきたいと思えます。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○河合委員 この地域福祉計画を策定するに当たって、5年後ぐらいの人口推計といえますかね、千代田区は高齢者が何人ぐらいになるだろうとか、児童が何人ぐらいになるだろうと、その辺の内訳というのはありますか。それを基に、これを作成したんでないかなと思うんですけども、その辺のデータがあれば、教えていただけますか。

○細越保健福祉部長 当然、計画を策定するに当たりましては、将来人口推計、これに基づいて出しております。ちょっと今日、今、具体的な数字のものは持っておりませんが、そういうようなものをベースにやりながら、計画をつくっているということで、ご理解いただければと思います。

○河合委員 分かったら、後でちょっと教えていただければ。

あと、一つ、62ページに児童・家庭支援センターの記述がある、児童虐待防止の推進とありますけども、長年、懸案になっていきます児童相談所、児相の件が一言も書いていないというか、この辺は先送りをしちゃうのか、いわゆる何年ぐらいには、児童相談所を千代田区でもつくりますよという明確な目標があるのかどうか。その辺は、いかがなんでしょう。

○細越保健福祉部長 児童相談所の件につきましては、これまでも河合委員をはじめ、議会の皆様からご質問いただいております。非常に大きな問題と認識しておりまして、当然、これは保健福祉部だけではなくて、子ども部を含めた区全体の考え方になるかと思っています。今、現在、こちらにつきましては、政策経営部のほうでも、全体調整を含めて、検討している最中でございますので、今回のこの計画の中には、あえて明記はしていないというところでございます。これは、もう少しお時間を頂きたいなというふうに思っております。

○米田委員 関連。

○池田委員長 はい。関連。

米田委員。

○米田委員 今、河合委員もおっしゃったとおり、そういう変化が出てくるときがあると思うんです。この計画は、大体、五、六年後に改定していくものだと思っております。ただ、途中で、今、河合委員からあったように、児相とか、そういった時代の変化があったときには、適時、見直されるというのも、私、そう思っているんですけど、その辺の対応はどうなっていますか。

○細越保健福祉部長 貴重なご意見ありがとうございます。

本当に我々も計画をつくっても、すぐその先にもう状況が変わってくるという状況の中で、この計画の在り方というのをいつも問われていると思っています。今、米田委員ご指摘のとおり、状況が変わってくれば、当然、それに合わせた内容につきまして、適宜、柔軟に対応していきたいと思っています。

○米田委員 ぜひともお願いします。それで、またPDCAサイクルというのがありますんで、1年に1回か、2年に1回か分からないですけど、しっかり検証も併せて必要だと考えていますけど、いかがですか。

○細越保健福祉部長 PDCAももちろんでございます。日々動く状況の中で、しっかりとアンテナを張りながら、状況を踏まえて、よりよい計画を進めていくような体制にしていきたいと思います。

○池田委員長 はい。長谷川委員。

○長谷川委員 まず、拝見して、地域福祉計画ということで、タイトルにはなっているんですけど、具体的に福祉計画というと、高齢者が障害者というイメージが、私がなのかもしれないんですけど、ちょっとそういうようなイメージがあって。実際には、子どもの福祉とか、ひとり親であったり、本当にマイノリティーの方々であったり、いろんな方々への計画であるということが書かれているんですけど。それが、例えば、これを置いてあったりとか、そういう団体さんとか会社とかに配ったり、役所に、出張所とかに置いてあったりだとかしたときに、手に取ってもらえないと困るのかなと思うんですね。その際に、やっぱりこの表紙のところにも、今後なんですけども、これで決まっているので、今後、分かりやすいような対象者が誰なのかというか、何かそういうような、中に、例えば書いてある、何というんでしょうね、グラフじゃなくて、何というんでしょう、イメージの書いてあるようなものの簡単なもの、そのつながりが表にあたりとかしたら、あ、これは何か、私、対象になっていて、見たらサービスが受けられるかもしれないとか、そういうような工夫ができればいいなと思いますが、いかがでしょうか。

○細越保健福祉部長 冒頭、私のほうから申し上げましたように、これは、まさに、高齢者、障害者のみならず、子どもも含めて、様々な方たちを包含する計画でございますので、長谷川委員ご指摘のとおり、様々な方に見てもらえるような工夫というのは必要だと思っています。ちょっとどうしても役所の作り方なんで……

○長谷川委員 ですね。

○細越保健福祉部長 何か素っ気ない作り方になっていますので、ちょっと今日、これはもう作成はいたしましたけど、今後の、そういう、我々、特に福祉を担うセクションといたしましては、そういった視点を常に持ちながら、ちょっと対象者が分かるような、そんなイメージを少し工夫しながらやっていきたいなと思います。

○長谷川委員 ぜひ、お願いしたいと思います。概要版のほうには、目次のところで、少し下に書いてあったりしますが、そういうような感じで、ちょっと対象の方が書かれていたらいいのかなと思います。

あと、1点、ちょっとお伺いしたいんですけど、マイノリティーのほうで、LGBTとかといったときに、これ、LGBTsと書いてあったんですけど、「ズ」なのかな。いろいろ変わっていているんですけど、今までもLGBTと言われていたり、LGBTQと



言われていたり、いろんな言い方が変わっている中で、行政というか、どういうふうに、今言われているのか。そういう変化があったときには、また変えていかなくちゃいけないのかと、ちょっと教えていただけたらと思います。

○細越保健福祉部長 そうです。確かに、マイノリティーの方の表現の仕方って、その時々で変わっています。私が携わっていたときは、たしか単純にLGBT。それがLGBTsになったりとか、こういう動きがございますので、その都度、これは、所管の男女平等のほうとも連携をしながらやっておりますけれども、表現につきましては、都度、改めてまいりたいと思います。ただ、一応、一般的に使われている呼称というんでしょうか、それを使うというのが原則でございますので、何か特定の意図があるというわけではございません。

○長谷川委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○池田委員長 よろしいですか。

1点、私のほうから、ちょっと確認をさせてください。議場の代表質問でも取り上げただんですけれども、来年度から、こども家庭庁というのが設立をされます。これまでは、こども庁という形で進んでいたのが、あえて家庭という名称を入れました。これについては、今回、うちの所管のほうで、この福祉計画、まさに福祉のことをしっかりと取り上げるんだというところで、先ほど各委員からも児童虐待の件もありました、貧困のこともきっとあるかと思っておりますので、子ども部と本当に連携をしていただいて、議場のところには、子ども部のほうの答弁はあったんですけれども、この所管としての、何というの、考え方とか取組方というのを、改めて、もし、ここで確認ができればお答えいただきたいんですけれども、いかがでしょう。

○細越保健福祉部長 まさに、国が今進めている方向というのは、今、委員長ご指摘いただいたような子どもという視点でしっかりと一元的に進めていこうということでございます。これは、今回、本会議場のご答弁は子ども部からいたしましたが、当然、これは、保健福祉部と話を詰めた上で答弁した内容でございますので、部としては、全く同じでございます。子どもの視点に立った施策を進めていくということでございますので、これは何ら今までと変わりございません。

○池田委員長 はい。よろしく願いいたします。

ほかにございます。

○岩佐委員 内容というか、これからの話なんですけれども、全体に、生活困窮に関しては、ほとんど記載がないんですけれども、断らない支援ということであれば、根底に生活困窮があることというのはよく、特に複合的な課題としてはあると思うんですけれども、ここは全く触れない、包括的に書いてあるという認識でよろしいんでしょうか。

○細越保健福祉部長 確かにちょっと記述が足りないと言われれば、もう、そのとおりかもしれません。

○岩佐委員 ……なくて。

○細越保健福祉部長 ただ、ベースは、やはり我々としては、全ての区民に対しての福祉計画でございますので、その視点は入ってございます。ただ、ちょっと記述が足りないという部分につきましては、そうですね、ちょっとこの計画を進めていく中で、しっかりとそういうことが取り組めるようには努力をしていきたいと思っております。

○岩佐委員 ありがとうございます。

今さら、このタイミングで私が言うのもなんなんですけど、（発言する者あり）できたら、なかったみたいな感じなんで。（発言する者あり）ただ、それをどういう明記の仕方とかではなくて、やっぱり生活困窮は生活困窮で、ちょっとどこかで明記というか、掲げながら、特に、物価高とかで生活が変わる方も多分多くいらっしゃる。すごくこのタイミング的に、千代田区は生活困窮を福祉計画にそんな入れなくてもいい地域だったと思うんですけども、そこに、どこかで見直しというか、方向転換があるんじゃないかと思うので、ちょっとそこを頭の隅に置いていただければと思います。ありがとうございます。

○細越保健福祉部長 貴重なご意見ありがとうございます。

先ほど米田委員からもご指摘あったように、当然、状況の変化というのに、我々は、敏感に対応していかなければならないと思っています。今頂いたご指摘を踏まえまして、この計画、これを決めたらこのままではございませんので、しっかりとその状況に応じて、そういった対応については、考え方に反映していきたいと思います。

○池田委員長 はい。

河合委員。

○河合委員 80ページに、福祉の情報発信のところがあるんですけども、この一番下に、今後はカラーユニバーサルデザインを取り入れたと。これをカラーバリアフリーと同じことだという理解でよろしいでしょうか。

○細越保健福祉部長 河合委員ご指摘のとおりでございます。今回、この策定に当たりましても、当初、色合いがちょっといろいろと委員の中からも意見が出まして、しっかりと見る方のデザイン重視じゃなくて、見る方が見やすいようにということで、色も、このカラーユニバーサルデザインをチェックして、作っているものでございますので、まさに、今、河合委員ご指摘のとおりでございます。

○河合委員 そうすると、これ、今、カラーコピーですけども、これがまさにカラーユニバーサルデザインで作ったものなんでしょうか。

○細越保健福祉部長 そのとおりでございます。

○河合委員 私もちっと色弱なんで、普通の人のがはっきり見えていいという、何とかな、案内板とか、非常に見にくいときがあるんです。で、これがカラーユニバーサルデザインであれば、これは、今見えていて、非常に見やすいなというふうに。色の、何とかな、カラーではなくて、濃淡なんですよ。濃いかな、薄いかな、我々は——我々とはいうか、弱い人は判断をするんで、できれば、印刷も、81ページのこの青っぽい、何かほかの人は見にくいでしょうけど、こんなのはあまり見えない。

○池田委員長 薄いね。

○河合委員 見えるけど、見えません。見にくい。で、ぜひともその辺は、ちょっと安心をしたんですけども、高齢者になると、目も悪くなってくるし、だんだん、何とかな、白と黒に近づいちゃう人もいますから、はっきりと濃淡を示したデザイン、もしくは表示、心がけていただければと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○池田委員長 大切な視点ですから。

○細越保健福祉部長 大切な視点だと思います。私も、実は、最後の実行委員会に出させてもらって、まさにそのときに同じような委員さんからご意見があって、繰り返しになり

ますけれども、やっぱり見る側が、色覚に障害を持った方が、見る側が見やすいようにするべきだろうと。デザイン重視じゃなくてということ。そういったことで、この色合いなんかも直していただいたというふうに認識しております。しっかりとそういった視点を持ちながら、今後、これ以外のものでもございますけれども、しっかりと区の作るものにつまましては、反映させていきたいと思えます。

○池田委員長 はい。

どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 すごい細かいことで恐縮なんですけれども、お医者さんのイラストとナースのイラストが、やっぱりお医者さんが男性で、ナースが女性なんです。（発言する者あり）これ、あと、介護をされている方のエプロンをつけている方は、大体、これ、女性なんです。男性の介護士さんっぽいイラストもあるんですけども、イラストは少ないんですけども、やっぱりちょっと傾向がまだ残っているなと思っていて、それ、毎回言わせていただいて恐縮なんですけど、ただ、こういう時代ですので、何かちょっとそこら辺を意識してやることで、だんだん変わってくるんじゃないかと思うんです。ジェンダーバイアスというのをこういうイラストで内閣府が出していますから、ジェンダーバイアスにとられないイラスト集という、特に職業で、もうドクターと言えば男の人だよねというのが、もう視覚的にアピールするようなものを、ちょっとあえて使わないようにはしていただきたいんですね。ぜひ、そこは毎回言って申し訳ないですけど、あと、赤ちゃんを抱いているのは絶対女性とかね。そういうところは、細かいことなんですけども、これが一番重要だと思えますので、ぜひぜひ、次回からよろしくお願いします。

○細越保健福祉部長 大変、その点につまましては、少し配慮が足りなかったかなと思っています。

○岩佐委員 すみません、細かくて。

○細越保健福祉部長 我々自身が何か固定観念を持ってやってはいけないということだなと思っています。

私も、本当に男女平等にいましたので、その点、重々分かっているつもりですが、とにかく自分のそういう何か固定観念にとられることなく、今のこの時代に合った、そういう男女平等の考え方というか、そういったものを含めて、しっかりとこういった製作物につままして、反映させていきます。

○岩佐委員 すみません。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○飯島副委員長 私、出来上がったものなので、ちょっと中身にはもう触れないでおこうとは思ったんですが、ちょっと幾つか中身についてのご意見もあるので、私もちょっと2点ほど言いたいと思うんですが。

一つは、やっぱり生活困窮の問題については、区役所として、例えば生活保護について、権利ですというようなことを、大きなポスターを作っている区と違ってあるわけですね。やっぱりそこら辺の権利意識というのが、千代田区にはちょっと欠けていることの反映がここに出ちゃっているのかなということは思っているんです。そのことをきちっと庁内でも共有していただきたいなというふうに思いました。

それと、もう一つ、30ページの困窮にも多少関連すると思うんですけども、居住支援協議会の問題なんですけれども、これがなかなか千代田区では機能することが難しいという状況がこの数年来続いています。ここには、生活、住宅に困った方は、こういうのがあるんですよというふうに書かれてはいるんですけども、これは、実際的には、あまり機能しないということが今まではっきりしていたと思うんですね。ここに書いた以上、何らかの進展というか、具体的に、そういう課題ということでは挙げられたんだろうと思うんですけども、やっぱりこれを読めば、何となく設置して、協議会を設置しているといえば、そこが機能するというふうには受け取るわけですよ、読む方はね。だから、そういう点では、絵に描いた餅になってしまうような、そういうようなところが、ここに反映しちゃっているんじゃないのかなというふうに思っています。

居住支援協議会については、これを発行した後というのは、何らかの実質的な機能というのが見込まれているということで、書かれているんでしょうか。

○細越保健福祉部長 2点、副委員長のほうからご質問いただいたと思います。

まず、生活困窮者の課題につきましては、先ほどご指摘いただきましたように、ちょっとその点の記述も含めて、柔軟にこちらのほうからも対応していきたいと思っています。

居住支援協議会につきまして、機能して——今のところは機能していないんじゃないかというふうにご指摘でございますけれども、実は、今年度に入ってから、もう既に居住支援協議会の動きというのは動き出しておりまして、具体的に、課題は何かというのを整理いたしまして、動き始めているところでございますが、これにつきましては、またその状況、進捗に応じて、当委員会のほうにご報告したいと思っています。ただ、少なくとも動き出しているということだけは間違いございませんので。

○池田委員長 関連。

○長谷川委員 関連。はい。

○池田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 関連というか、記載のことでちょっとお伺いしたいんですけども、これ、各項目ごとに、項目というかな、中身に所管が書いてあるんですけども、問合せ先というか、最後のページ、概要版だと最後の、後ろに書いてあったりとか、問合せ先というか電話番号が書いてあったりはするんですけど、区の担当以外に、いろいろ関係するところとか、連絡先は特に入れなくても、これは計画のほうだからいいということなんですかね。何か問合せが要ったときに、代表でつないでいただいとということになるんでしょうか。

○細越保健福祉部長 今それぞれの施策に対して、本編のほうなんかでも所管というのは明記しているかと思いますが、当然そのところで受けますが。

○長谷川委員 何かそういう連絡先が特に書いていなくて大丈夫なのかなと思って、例えばちよだ後見センターとか書いて——あ、ごめんなさい。ちゃんと言わなくちゃ。

○池田委員長 はい。長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。例えば所管が福祉総務課だけでも、ちよだ後見センターだと書いてあったりするので、問合せをするときに、これをご覧になって問合せをしたいなと思ったときに、連絡先がどういうふうになるのかなと思ったので、ちょっとその件についてお伺いしました。もう今後ということだと思うんですけども、具体的な福祉サービスのしおりというか、そういうものには丁寧に書かれていますけど、これは福祉計画だけ

ら、もうそこは代表だけで、書かれていないということによろしいのでしょうか。

○細越保健福祉部長 すみません。確かに丁寧にやるのであれば全て入ったほうがいいかなと思います。今まさにおっしゃるように、地域福祉計画ということで考え方を示し、その中の所管を見せてということなので、ちょっと連絡先まで入れておりませんが、ちょっとそれはまた今後の課題ということで、状況に応じて……

○長谷川委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○池田委員長 ご案内的には別の冊子があるじゃないですか。そのしおりも併せて、例えばご説明するときにはご案内ができると思いますから、そこはそこで使い分けていただくようにしてもらったほうがいいのかと思いますので。

○長谷川委員 はい。ありがとうございました。

○池田委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（１）の千代田区地域福祉計画2022（案）についての質疑を終了いたします。

次に、（２）かがやきプラザにおけるテラスの運用について、執行機関からの説明を求めます。

○菊池在宅支援課長 それでは、かがやきプラザにおけるテラスの運用について、保健福祉部資料2によりご説明いたします。

資料をご覧ください。まず項番の1の本件についての背景と課題でございます。

かがやきプラザの隣にございます九段会館テラス、こちらが完成することに伴いまして、九段会館テラスとかがやきプラザの境界に遊歩道が整備されることになっております。新型コロナウイルス感染者数が第7波にあると言われる中で、今後のウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据えた感染対策に適応した、かがやきプラザ裏手側のテラスの運用方法を定める必要があると考えております。

その検討経過でございますが、項番の3、検討経過をご覧ください。高齢者総合サポートセンターでは、九段坂病院、社会福祉協議会などの施設入居団体と、月に1回、施設の運営について協議するかがやきプラザ運営調整会議を実施しております。この会議において、今後の運用について検討してまいりました。

まず、（１）4月20日開催の会議におきまして、今後のテラスの運用につきまして協議を開始することを決定いたしまして、施設入居団体に対しまして利用者の状況を踏まえた運用方法についてアンケート調査をすることといたしました。

そして、（２）5月18日の会議ですが、こちらはアンケート結果を基に各団体と協議を行いまして、上記の項番2の運用方針を決定いたしました。この項番2の運用方針についてでございますが、感染症拡大防止の観点から、遊歩道竣工時では、かがやきプラザへの人流を可能な限り抑制し、その後の感染状況を踏まえ、段階的にテラスの開放を進めていくことで、施設開設時のコンセプトである「あらゆる方の憩いや交流の場」の将来的な実現を目指すということにいたしました。また、テラスの具体的な運用方法につきまして、施設入居団体に対しまして再度アンケート調査を行うことといたしました。

（３）です。6月15日開催の会議では、この再度のアンケート調査を基に各団体と協議を重ね、具体的な運用方法を検討してまいりました。まず、①7月下旬の九段会館テラ

スのプレオープン時点、この時点では、人流抑制の観点から、かがやきプラザと九段会館テラスの間の門扉を閉じた運用とすること。次に、②9月下旬の九段会館テラスのグランドオープン時点での感染状況を踏まえ、門扉の開放について再度協議し判断すること。そして、③門扉を開放する場合には、かがやきプラザの牛が淵側の出入口に検温機と手指消毒機を設置し、感染症対策を徹底するといった内容にすることといたしました。

ここで、この門扉の位置でございますが、恐れ入りますが、裏面の項番6、現地見取り図をご覧ください。赤色の部分が遊歩道の九段会館テラス側の専有部分、青色の部分が千代田区の専有部分となっております、この二つが一体となって内堀通りと牛が淵をつなぐ遊歩道が形成されているものでございます。遊歩道の牛が淵側の千代田区の専有部分、かがやきプラザと九段会館をつなぐ黄色い箇所、こちらに門扉がございまして、ここは千代田区の管理となっております。

次に項番の4、費用負担でございますが、令和2年度に区と九段会館テラスで遊歩道整備に係る基本協定を結んでおります。費用につきましては、この協定に基づき、おおむね双方の遊歩道の専有面積で按分することとなっております。工事を進める中で、地中に古い擁壁があることが分かりまして、これを取り除く工事を実施した関係で、工期が令和3年度から4年度にまたがることになりました。このため、債務負担行為による債務を計上しておりまして、遊歩道整備に係る区の債務負担行為額は1,942万6,000円となっております。

最後に項番の5、今後のスケジュールでございます。7月下旬、九段会館テラスがプレオープンとなります。この時点で、裏面の見取図の赤線部分と青線部分を合わせました遊歩道が完成の予定でございます。これに伴いまして、裏面の青線部分、遊歩道の区専有部分の引渡しを受けることとなっております。そして、9月下旬ですが、こちらの時点で九段会館テラスがグランドオープンとなりますが、その前に、9月中旬頃開催される予定の先ほどのかがやきプラザ運営調整会議の中で、その時点での感染状況を検証しまして、門扉の開閉を判断することとしております。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

議員のほうにもご案内が来ていて、議会が終わった、来週ぐらいかな、に見学もしますから、またそのときに状況も併せて確認をさせていただいて、門扉については千代田区が管理しているというところで、再度確認をさせていただきたいんですけども、そういうことなんですね。

○菊池在宅支援課長 委員長おっしゃるとおりでございます。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

いよいよということですので、当日お天気だといいですね、皆さん。テラスのほうには出れるかと思えますから、門扉は通れないということで、ご承知いただきたいと思えます。（発言する者多数あり）まあ、そこは。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）かがやきプラザにおけるテラスの運用についての質疑を終了いたします。

次に、日程2、その他に入ります。執行機関から何かございますか。

○細越保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症対策の一環としまして、東京都が実施しております宿泊療養施設について、口頭報告いたします。

5月26日の常任委員会におきまして、アパホテル国会議事堂前、こちらの一時休止を報告いたしました。このたびのこの都内の感染状況を踏まえまして、同ホテルでの運営を明日7月13日から再開するとの連絡を東京都から受けております。

なお、当該地域への周知につきましては、地元町会の役員を通じまして周知をいたしまして、了解を得たところでございます。

説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。今、説明を頂きました。東京都からのほうとのことですが、最近、コロナ感染者も少しずつ増えているように見受けられます。当初、千代田区内でも安定をしていましたから、ここ何回かの常任では報告を見送っていましたが、実際に、区内について、どのような感染状況なのかというところを、今日資料はないんですけども、少しご説明いただきたいと思うんですが、答弁できますか。

○原田千代田保健所長 委員長ご指摘のとおり、5月末から100人前後が続いておりました感染者数、週当たり100人前後でございましたものが、6月末に100人を超えまして、現在、7月4日から7月10日の週では、区民発生数が291まで急増しております。当初、年齢層は20代、30代中心でございまして、東京都全体としても20代、30代が40%を占めているという状況でございます。ただ、区内につきましても、大体傾向は似ているんですけども、今週ぐらいに入ってから、ほかの年齢層にだんだん広がり始めたという傾向は見えております。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

ワクチン接種をしている方でも、感染して陽性反応が出てしまったという事例も結構出てきているようなので、その辺りはこの東京都の対応も致し方ないのかなと思います。地域の方も、やはりそういう収容のホテルだということも分かっているながらも、やはりそういう患者さんが近くにいるとなると、なかなか気持ち的には整理も大変なのかなというところはありますが、いずれにしても、それは東京都からの対応ですので、うちのほうではそれに従うしかないのかなというところはあるかと思っておりますので、引き続き、区内に関しては感染者も気をつけながら、対応も、保健所さんは本当にずっと同じような対応で、大変申し訳ないなというか、ご尽力いただいて大変感謝しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

今の報告を受けましたこの件について、何か委員の方からございますでしょうか。

○米田委員 また様々増えてきたんで大変かと思えますけど、よろしく願いします。

ただ、区でもちょっと強化したということを発表してくれたような気が。区でまたベッドを確保したとかという情報を流していただいていたと思うんですけど、その辺、報告があったら願いします。

○原田千代田保健所長 病床確保につきましては、各、区内病院とお話を進めております。ただ、感染状況から、入院の必要状況、これは東京都の確保病床がございますので、そこがかなり増えてきた状況で開いていただくようお願いをしているところでございます。

○米田委員 じゃあ、増えてきたということに対して、区としてもしっかり見極めて対策

していただいていると思ってよろしいですか。

○原田千代田保健所長 委員ご指摘のとおりでございます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

ほかにごございますか。

○飯島副委員長 この増えてきているという現象の分析はどうなっているのかなということと、今後の予想、そこら辺、ちょっとどのように考えているのか伺いたいですね。やっぱり行動規制に関わってくるのかなというふうには思うんですが、今幾つかのところは予定していたことを中止というような連絡も頂いているんですね。そこら辺の判断に関わってくると思うので、どのようにお考えなのか伺いたいです。

○原田千代田保健所長 この増加の原因と申しますか、は、ワクチンの効果が一つは少しずつ落ちてきているというのもあるかと思えます。あと、BA5への置き換わりが大きな要素であるということをおっしゃると、今現在、行動規制がありませんので、やはり各地での宴会と申しますか会食、そういった、会食の類も増えてきておまして、現場の臨床の先生方のお話を伺いますと、やはり会食で感染しましたと、そういう方もいらっしゃるということは聞いております。公式発表は家族内感染が一番多いんですけども、先生方からこっそり聞いた範囲では、やっぱり会食というのは大きな要素になっていると聞いております。

予想でございますけれども、これまでの第6波、第5波の流れでいきますと、8月の半ばにはやはりピークには行くだろうと。これから増え続けるだろうというふうに予測されております。

報道等を見ますと、行動規制が特に国から取られるような動きは、今のところはありません。ただ、実際には、一人一人の生活の上でこういったことは気をつけていこうということになると思うんですけども、現在のところは、いわゆるイベント的なものを中止しなくてはいけないかということ、中止ということではなくて、むしろ一人一人の感染予防、もう、きちんと会話をするときにはきちんとマスクをします。もうこれが一番大きいかなというふうに思っております。屋内であれば適切な換気と。後ほど熱中症予防の話も出るかもしれませんが、それをしながら、適切なマスクの使用ということが中心になっていくかと思われま。

○飯島副委員長 これ、なかなか兼ね合いというか、そこが難しい気候にもなってきたと思うんですね。先ほどワクチンの効果が下がってきたんじゃないかというお話がありましたけれど、これは3回目、4回目のワクチンを打ってなくて、その前のところの効果が下がってきている。つまり3回目、4回目を受けている方が少ないということで、ワクチンの効果が下がってきているということなのか。それとも4回目を打ったとしても、ワクチンとウイルスとの力関係というか、で、もうワクチン自体があんまり効果がなくなってきたということなのか、どっちなんだろうね。

○原田千代田保健所長 2回目のワクチンで終わっている方については、もうほとんどその予防効果は、発症予防効果がないだろうと言われております。というわけで、若い方について今3回目をぜひ打っていただきたいということを申し上げているところです。比較的高齢の方につきましては、3回目は打っていらっしゃる方がほとんどなんですけれども、3回目も、もうその方によっては既に5か月過ぎているわけなので、やはり4回目を



ぜひ打っていただきたいということになります。3回目を打ってからもう5か月たった方については、やはりもう効果はかなり落ちておりますので、4回目をぜひ打っていただきたいと。ご高齢の方については打っていただきたいということになります。

今、ワクチンの効果についてお話がございましたが、4回目のワクチンを打って発症予防効果がどのくらい持続するかというのが今議論になっておまして、やはりワクチンの主体でありますスパイク。スパイク自体が今変異しておりますので、その感染予防効果が長く持続するということはやはり期待はできないと思います。数か月もつかどうかというところだと思うんですが。ただ、重症化予防の効果はもう確実にあるということが分かっておりますので、特にご高齢者、基礎疾患のある方は、4回目をぜひとも早く打っていただいて、重症化を防いでいただきたいというところがございます。

○飯島副委員長 そうすると、今後のことなんですけれども、4回目を打っても、それがまた効果が半年ぐらい、5か月後ぐらいには消えてしまう。またワクチンということに今後もずっとなっていくというようなことなんですか。

○池田委員長 併せて、前回の委員会でノババックスの件も出ましたが、そういう服用するほうに移行したいという方もいらっしゃるのかもしれないけれども、その辺りも併せて、今どんな状況なのか、今の所長としてのお考えがもしあれば、ワクチンをずっとやっぱり打ち続けるしかないんだというところなのかというところ辺りも含めて、いかがでしょう。

○原田千代田保健所長 これはまだ公式に見解が出されているわけではございませんので、あくまで私見として聞いていただければと存じます。

先ほど申しましたようにスパイクの変異が見られておりますので、現在、欧米ではオミクロン株に特化したワクチンが製造されているところがございます。ですので、将来的にはそういったオミクロン株用のワクチンが高齢者向けには推奨される可能性はございます。インフルエンザにつきましても、やはりあれも変異のあるウイルスでございますので、年に1回のワクチンが推奨されているわけでございます。コロナにつきましても、そういったインフルエンザ同様の形になっていく可能性はあると考えております。

ノババックスについてのご質問がございましたけれども、これは3回目までに認められているワクチンですが、副作用は少ないんですけれども、やや発症予防効果は低い。ややです。ややです。（発言する者あり）低いというふうには言われております。（発言する者あり）ただ、やっぱり打たないよりはずっと効果はございますので、ぜひ、副反応等でファイザー等を使えない方は、使っていただければと考えております。

○飯島副委員長 最後なんですが。

○池田委員長 最後に。副委員長。

○飯島副委員長 今、また徐々に増えつつあると。8月がピークになるんじゃないかという中で、保健所の体制としては、一旦低くなったときにいろんなことが解除されたりと、保健所の体制として解除されたり、何かあったかなというふうに思うんですが、それがなくて、ずっとピークのときからずっと引き続いた体制になっているのか。それともまた8月に向けて構築していくということなのか。そこら辺の体制について伺いたいと思います。

○池田委員長 はい。これについては、私もちょっと代表質問で確認をさせてもらったと思います。職員の皆さんがしっかり対応していただいて、引き続き、場合によってはという応援体制を敷いているというところもあったと思うんですけど、改めてご答弁をお願い

します。

○山崎地域保健課長 保健所への応援体制ということでございますが、ご質問でございますが、前回の第6波のときは、やはり急激に患者数、感染者数が増加したというところから、保健所の感染症担当だけではとても対応し切れなかったというところから、保健所内でまず応援、ほかの健康推進課以外からも応援を出していただいて対応し、かつ人材派遣等の募集もかけ、ただ、なかなかすぐには人も集まらないというところもあるので、全庁的に声をかけて、ほかの各部から応援を頂いて、第6波を乗り切ったというところでございます。

代表質問でもご答弁させていただいたかと思うんですが、保健所への応援体制というのを事前に設けることが必要じゃないかというところで、例えば感染者数に応じたフェーズごとに、そのタイミングで人を、応援を入れていくというようなものをあらかじめつくりしております。それに沿って、恐らくこれから7月中にはかなり感染者数も増えていくということを想定して、もう既に人事のほうからは各部に応援の職員の依頼を出していただいて、今調整中でございます。なおかつ、それまでの間に保健所の中で応援体制を組んで、感染者対策係のほうに人を派遣するというような手はずに、今、なっております。そこでは、患者対応としまして、健康観察だったり、発生届はたくさん出てきておりますので、その処理、そういったものを行っていくというところで、人を充てたいというふうに考えております。

健康観察についても第6波のときとかなり変わっておりまして、フォローアップセンターだとか、うちさぼ東京とか、東京都のほうの対策もどんどん変わっているというところで、感染、重症化リスク、それに応じた対応ということをやっておりますので、そういったところでも効率的に進めているというところでございます。

以上です。

○池田委員長 はい。本当に用心して、しっかりと体制はやっていただけると本当に心強いかなと思いますので、よろしく願いいたします。

はい、いいですよ、長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。やっぱり飲食店で感染って広がっていくのかなと思うんですけども、保健所のほうから、店舗、飲食店の巡回とか指導とか、エアコンをかけているから、今、暑い時期で閉め切りとかというところもあると思うんですけども、そういうところの巡回指導とかはどうなっているのか、もし分かったら教えていただきたいなと思います。熱中症とか、いろいろ心配もあるので、なかなか無理して—無理してというかな、換気をずっとというのも難しいかなと思うんですけども、そのところを教えていただけたらと思います。

○原田千代田保健所長 新しい日常店、気になっていらっしゃると思います。で、募集しまして、ご応募いただいた、お応えいただいたところに、この二酸化炭素濃度測定器をお渡ししております。で、これが例えば1,000を超えそうだったら、ちょっと窓を開けてくださいと。そうじゃない、何だろう、エアコンを適切に使うためにどこで開ければいいかという、その目安を、この測定器を使いながら考えていただくように申し上げているところでございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。よろしく願いします。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

ほかに報告事項はございますか。

○山崎地域保健課長 今、非常に暑くなってきたというところもありまして、熱中症予防について、口頭ですが、ご報告させていただきたいと思います。

今年は例年に比べて非常に梅雨が短く、梅雨明けも6月下旬に発表されるというところでございます。例年ですと6月中に熱中症で救急搬送される方というのは本当に少ない状況ではあるんですが、6月下旬から先週末までの3週間で、区内の3消防署に確認したところだと、熱中症により救急搬送された人数は28名、区内です、に上っております。そのうち区民の方に関しましては1名というふうになっております。

ちなみに、去年は、7月から9月において34人でありました。そのうち区民の方は4名というような状況でございます。去年は比較的それほど暑い夏ではなかったのかなというふうに思いますが。

あと、保健所における熱中症予防対策としましては、こちらも例年行っておりますが、85歳以上の高齢者の世帯などに対して行う高齢者熱中症予防訪問、こちらは看護師の方をお願いして行ってもらっているんですが、それを6月28日より開始しております。

また、まちを歩いている最中にちょっとひと涼みできるような場所、ひと涼みスポットというものを、区有施設、図書館、出張所、保健所もそうですけど、あとは高齢者施設など、または民間企業の薬局ですとか、そういったところの協力を得ながら、区内32か所に設置をしております。そこでは、普及啓発用のうちわやチラシから、熱中症予防用の経口補水液などの飲料水を配布もしております。全てではないんですが、25施設ぐらいには配備をしているというようなところでございます。

熱中症予防の周知に関しましては、広報のほうで6月20日号でも載せていただいておりますし、その前からホームページのほうには載せていただいております。また、ホームページのトップページのバナーのところを活用して案内もしております。

また、皆さんも関心が高いところだと思いますが、熱中症リスクが高まる屋外でのマスクの着用、これに関しましては、チラシ等も活用しながら、2メートル以内で会話するときはしっかりとマスクをして、あと運動など、そういったときにはマスクを外すように呼びかける。そういったような新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策、こちらの両立を考えながら普及啓発を行っているというような状況でございます。

参考に、環境省と厚労省から出されているチラシのほう、熱中症予防のチラシをお配りさせていただいております。表面に、マスクを外してもいい場面のこととか、裏面には、小まめな水分補給、エアコンについて、使用についてとか、熱中症予防対策について基本的なことを書かれておりますので、委員の皆様からも区民の皆様にも周知をしていただく際に、参考としていただければと思います。また、こちらと同じものを高齢者への訪問の際にも配付をしているというような状況です。

熱中症予防対策についてのご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

委員の方から何かありますか、これについては。よろしいですか。

ちょっと私のほうから1点確認をさせていただきます。屋外でマスクを外すように、熱中症対策、大変大切だと思っています。今度、夏休みに入ってきます。子どもたちには、子ど

も部の話も聞いていますと、マスクを外では外すようにということはありますけれども、夏休みの場合、ラジオ体操等で子どもたちが朝から出てくるのではないかなと。会場では、屋外ですから、マスクは外すようにというところは推奨していきんですけども、熱中症警戒アラートというのがよく入ってくるんですね。あれというのが、前日の、早い時間だと夕方の5時だったりとかで、直前になると早朝の朝の5時に出たりしていて、そのときに、外に出てはいけないというような、きっと警戒アラートの発信だと思うんですけども。ラジオ体操等で子どもたちに朝早く来ちゃいけないというわけにもいかないんですけども、あの辺りの、私の認識不足もあるんですが、あのアラートの解釈の仕方をご説明いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○山崎地域保健課長 まず、熱中症警戒アラートなんですけど、こちらは気温ですとか湿度、あとは日射、輻射熱量とか、そういったものから暑さ指数というものを算出しております。で、翌日もしくは当日の暑さ指数が33以上になると予測されるときに、先ほど委員長もおっしゃっていましたが、17時、夕方の17時と朝の5時に発表されるというようなところでございます。今年に入って既に、3回といいますかね、3日間発表がされております。去年は7日間だけでしたね。

で、朝の6時に行くのでよろしいですかね。ラジオ体操についてなんですけど、一概には言えませんが、暑い時期でも恐らく26度ぐらいかなと思うんですね、朝の気温としましては。湿度がかなり高くても、暑さ指数としてはそこまで高くないかなと。厳しい状況ではないのかなというふうに思われます。

ちなみにアラートが出たときに、どのような対応をしてもらいたいかなという例が出ておまして、先ほども少しお話がありましたけど、不要不急の外出を避けて、昼夜を問わずエアコン等を使用するとか、高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々が声をかけると。あと身の回りの暑さ指数を確認し、行動の目安にする。エアコン等が設置されていない屋内外での運動は原則中止に、または延期するとか。のどが渇く場合には小まめに水分補給をするというところでございます。この中で、当然その日で33を超えると予測されるときに警戒アラートが出ますので、この特にそこまで厳しい暑さじゃないときには、そこに合った暑さ指数の行動を取っていただければなというふうに書いてあります。

ですので、そこ、例えば、もう本当に早見表とかで見ますと、33、じゃあ、どのくらいだといいますと、気温で言うと35度以上で、かつ湿度が65%以上。これ、気温と湿度、あと先ほどの輻射熱、それを合わせた形なんで、気温だけで見るものじゃないんですね。ちなみに26度ぐらいの場合は、湿度が90%になって、26度で湿度が90%になって暑さ指数が28ということですので、26度で90%ってあまり、非常に珍しいかなと。普通はもう少し湿度が低いかなということですので、行うに当たっては、本当に参加される方の健康状態、それと小まめな水分補給、そういったものを十分に注意していただきながらやっていただければなと思います。早朝限定ということですので、特に問題ないかなと。ただ、その後のこととか、今日もしアラートが出ていけば、今日出ていますので、という注意喚起も一緒にしていただければと思います。

以上です。

○池田委員長 はい。参考資料で頂いているのが厚労省からのもので、当然コロナ対策、感染予防だと、所長がさっき言ったようにマスクが一番効果的というか。一つの例として

は効果的だと言いつながら、熱中症予防では、外だったらマスクを外しましょうというところが、非常に悩ましいところではあるんですが。これ、千代田区として、厚労省はこういう形でいろいろ発信、周知はしているんだけど、区として、もっと外ではマスクを外していいですよとかというようなところは、あんまり拡散しないんですか。していますか。

○山崎地域保健課長 先ほどホームページのトップページのところでバナーで出していますよというところには、屋外ではマスクを外しましょうとトップに書いていて、ただ、こちらのところにも書いてあるんですけど、吹き出しみたいに上段のところに書いてあります。近距離（2メートル以内を目安）と書いてありますけど、会話をするときにはマスクを着用、もうここなんです、ポイントとしては。それ以外で屋外であれば、特に問題ないですよというところで、熱中症の観点からもそこは外しましょう。ただ、近くでおしゃべりをするのであれば、しましょうねと。マスクを着用しましょうねというところはそのバナーのところにも書いてあります。そういった形で周知をしているところでもあります。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

何かありますか。

○岩佐委員 これは厚労省から配られているものですが、役所の方がよく外を歩かれているときにばったり会ったりすると、皆さん別に、マスクはしているし、帽子をかぶっていないし、日傘もさされてなくて、いや、それは全然、暑くなければいいんですが。お仕事柄、すごく気を遣ってくださっているとは思いますが、逆に、何というのかな、もっと皆さんもそれぞれ、もう暑さに何かケアしていただいたほうがいいんじゃないかなという。

特に、私、ちょっと最近思うのは、男性が、帽子ってかぶりにくいけど、日傘は差せんんじゃないかなと。ただ、やっぱりちょっとファッション的にまだあんまり浸透していない。でも、随分売り始めています。これだけの暑さで、やっぱり熱中症防止の効果があるのであれば、役所も率先して暑さ対策というのをやってみてもいいんじゃないかなという。

すみません。ちょっとこれ、的が外れているかもしれないんですけど、皆さんいつも暑そうなので、それでちょっとこれを出されても、何か、いやいや、皆さんももっと涼しくしてくださいよということなんですけど、いかがですかね。まあ、個人のあれには任されてしまうとは思いますが、役所の中でクールビズというのの考え方が、シャツだけではなくて、外に行かれないといけない、お仕事で行かれないといけない方たちが、どうしても、お仕事上、暑い格好を強いられているというのは、ちょっと今の時代だと見直しも必要んじゃないかと思うんですけど、いかがですかね。

○山崎地域保健課長 熱中症対策というところで私のほうからお話をさせていただきますと、人事のほうからもいろいろと我々のほうに、参考になる資料とかをくれませんかというようなところで問合せがあったりして、これと同じものをお配りして、お渡しして、職員の皆さん含めて、庁舎内とかに掲示をすとか、そういったところで人事のほうからも十分に周知をしているところではあります。

ただ、やはり、そうですね、日傘とかも非常にいいと思うんですけど、やはり、そうですね、個人の考えというのもあるんですけど、やはりこういうのは徐々に徐々に変わっていくところもあって、流行だったりとかいうのは分からないですけど、今までの習慣み

たいなところもあるんだろうなと思います。ただ、だんだんだんだん、この暑さはやっぱり厳しいんで、変わっていただけるように我々も、こういった国のほうも環境省と厚労省がコラボで出しているチラシでこういうふうになっていますので、周知していく中で、徐々に徐々に気持ちのほうも変化が出てくるんじゃないかなというふうな期待を込めてやっていますので、よろしくをお願いします。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

それでは、最後に日程3、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども当委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

それでは、本日はこの程度をもちまして委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時53分閉会